

建築物における電気設備の 浸水対策ガイドラインについて

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 池町 彰文

1 ガイドラインの策定に至った経緯

令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨に伴う内水氾濫により、首都圏の高層マンションの地下に設置されていた高圧受変電設備が冠水し、停電が発生したため、エレベーター、給水設備等のライフラインが一定期間使用不能となる被害が発生した。

洪水等の発生時において建築物の機能継続（居住継続及び使用継続）を確保するためには、洪水等による浸水被害に備え、建築物における電気設備の浸水対策の充実を図ることが重要である。

このことから、国土交通省及び経済産業省が設置した学識経験者、関連業界団体等からなる「建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会」（座長：中埜良昭・東京大学教授）における議論を踏まえ、令和2年6月19日に「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を策定した。

本稿では、本ガイドラインの概要を説明していくが、必要に応じ国土交通省ホームページ（図1）に掲載している本文や参考事例集についても参照されたい。



図1 国土交通省HP QRコード

2 ガイドラインの概要

本ガイドラインは、建築主や所有者・管理者を始め、建築物や電気設備の企画、設計、施工、管理・運用に携わる様々な主体が、新築・既存の建築物について、洪水等の発生時における機能継続に向けて浸水対策を講じる際の参考となるよう、電気設備の浸水対策をとりまとめたものである。また、一定の浸水対策を講じた場合でも、想定を超える規模の洪水等が発生した場合には、電気設備の浸水被害が発生し得ることから、浸水発生時にとり得る早期復旧対策等についても盛り込んでいる。

（1）適用範囲

特別高圧受変電設備または高圧受変電設備の設置が必要となる建築物を対象として想定しているが、その他の建築物についても、参考になるものと考えられる。

（2）設定浸水規模・目標水準の設定

建築主や所有者・管理者は、専門技術者のサポートを受け、「設定浸水規模」及び「目標水準」を設定する。

「設定浸水規模」は浸水対策を講じる際に設定する浸水規模（設定浸水深及び設定浸水継続時間）であり、以下の事項を調査し、想定される浸水深や浸水継続時間等を踏まえつつ、建築物の機能継続の必要性を勘案して設定する。

✓国、地方公共団体が指定・公表する浸水想定区域

- ✓市町村のハザードマップ（平均して千年に一度の割合で発生する洪水を想定）
- ✓地形図等の地形情報（敷地の詳細な浸水リスク等の把握）
- ✓過去最大降雨、浸水実績等（比較的高い頻度で発生する洪水等）

次に、設定浸水規模に対し、機能継続に必要な浸水対策の「目標水準」を設定する（建築物内における浸水を防止する部分（例：居住エリア）の選定等）。

（3）浸水リスクを低減するための具体的な取組み

設定した目標水準と個々の建築物の状況を踏まえ、以下の対策を総合的に講じることが重要である。

なお、ガイドライン本文には、各対策それぞれの概要や特徴、留意点等をまとめているので、対策を検討する際にはそちらも参照願いたい。

①浸水リスクの低い場所への電気設備の設置

設定浸水深を踏まえ、電気設備を上階に設置する対策である。設置場所を選定する際は、浸水対策だけでなく地震や火災等に対する総合的な安全性を考慮する必要がある。

②建築物内への浸水を防止する対策

建築物の外周等に「水防ライン」（建築物への浸水を防止することを目標として設定するライン。水防ラインで囲まれた部分（水防ライン内）への浸水を防止することが重要）を設定し、ライン上のすべての浸水経路に一体的に以下の対策を講じることで、建築物内への浸水を防止するものである。

なお、脱着式の止水板の設置など、洪水等の発生時における対応が必要となる対策については、物的・人的資源の活用方策について、予め関係者間での調整を行い、対応方針を共有する等、十分な準備を講じておく必要がある。

〔出入口等における浸水対策〕

- ・マウンドアップ
- ・止水板、防水扉、土嚢の設置

〔からぼりや換気口等の開口部における浸水対策〕

- ・からぼりの周囲への止水板等の設置
- ・換気口等の開口部の高い位置への設置 等

〔排水・貯留設備における逆流・溢水対策〕

- ・排水設備を通じた下水道からの逆流防止措置（例：立上り部やバルブの設置）
- ・貯留槽からの浸水防止措置（例：流入経路に

| | | 企画・設計時～平時の対策 | 発災時の対策 | 留意点等 | 既存建築物への適用の可否 | |
|--------------|-------------------------|---|---|--|---|--------------------------|
| 対策の目的・実施する箇所 | ①浸水リスクの低い場所への電気設備の設置 | ・浸水リスクの低い場所への電気設備の設置 | | ・配置場所を選定する際は、地震や火災等に対する総合的な安全性を考慮する ・高所配置が困難な電動ポンプ等は防水区内に設ける等の措置が必要 | △ | |
| | | (i) 対象建築物の出入口等における浸水対策 | ・出入口等のマウンドアップ ・止水板の配備 ・防水扉の設置 ・土嚢の設置準備 ・からぼり周囲に塀を設置 ・換気口等の開口部の高い位置への設置 | ・出入口等、からぼりや換気口等の周囲に止水板（脱着式）・土嚢の設置 ・止水板（常設式）の作動等確認 ・防水扉の閉鎖措置又は閉鎖状況の確認 | ・マウンドアップに際し、バリアフリー環境の確保に配慮が必要 ・止水板（脱着式）・土嚢の設置方法、設置に必要な機材・人員・タイムライン等の事前確認や訓練の実施が必要 ・止水板（常設式）、防水扉は、作動方法の事前確認、日常的なメンテナンス等が必要 | ○（止水板（脱着式）、土嚢の配備のみ） △ |
| | | | (ii) からぼりや換気口等の開口部における浸水対策 | | | |
| | (ii) 排水・貯留設備における逆流・溢水対策 | ・排水設備を通じた下水道からの逆流防止措置（排水設備に立上り部・バルブの設置） | ・バルブ閉鎖等の貯留槽への流入防止措置 | ・逆流弁を設ける場合、異物の詰まり等のおそれがあることに留意 | △ | |
| | | (iii) 排水・貯留設備における逆流・溢水対策 | ・建築物内に設けられた貯留槽からの浸水防止措置（流入防止バルブの設置、貯留槽の溢水防止措置） | ・貯留槽について、溢水防止措置はマンホール等の溢水のおそれのある部分全てに講じること。また、水圧力で破損・漏水しない構造とすることが必要 | ○（貯留槽への流入防止・貯留槽の溢水防止措置のみ） | |
| | | ③水防ライン内において電気設備への浸水を防止する対策 | (i) 区画レベルでの対策 | ・防水扉の設置等による防水区画の形成（防止扉の設置、電源引込み口や配管の貫通部等の止水処理） | ・防水扉の閉鎖措置又は閉鎖状況の確認 ・必要に応じ、防水区画内の浸水状況の確認 | △ |
| | (ii) 電気設備側での対策 | ・電気設備の設置場所の嵩上げ等 ・耐水性の高い電気設備の採用 ・貯留槽の設置 | | | ○ | |
| | | (iii) 浸水量の低減に係る対策 | | ・貯留量に一定の余裕を有し、発災時には建築物の屋根等からの雨水は流入させず、水防ライン内に侵入した雨水や建物内で発生した排水のみを流入させるものであることが必要 ・貯留槽が満水となるおそれがある場合は、建築物の屋根等からの雨水は流入させず、水防ライン内に侵入した雨水や建物内で発生した排水のみを流入させるものであることが必要 ・建築物内に設ける場合は、貯留設備における溢水対策の措置が必要 | △ | |
| | ④電気設備の早期復旧のための対策等 | ・建築物の所有者・管理者、電気設備関係者は、緊急時に備え、応急措置による復旧に備えた検討（代替キュービクルの手配・設置場所の検討等）を行っておくことが必要 ・連絡体制図、関係図面の整備 | ・迅速な排水作業、清掃、点検及び応急措置による復旧の実施 | ・代替キュービクル手配・設置場所の目録を立てておくなど応急措置による復旧に向けた事前検討が重要 | ○ | |

表1 浸水対策の一覧表

バルブ設置、マンホールの密閉措置)

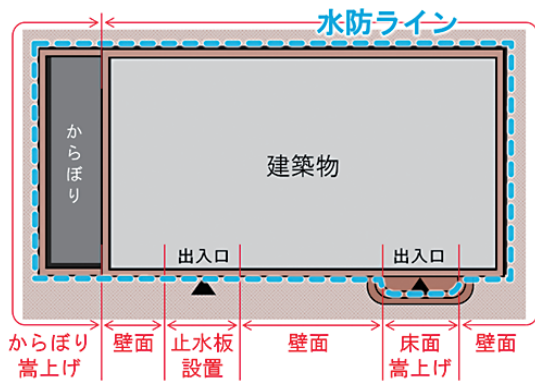


図2 水防ラインのイメージ

③水防ライン内において電気設備への浸水を防止する対策

水防ライン内で浸水が発生した場合を想定し、以下の対策を講じることで、電気設備への浸水を防止するものである。

なお、本対策単独では浸水リスクの低減効果に一定の限界があると考えられ、前述の①、②の対策と併せて講じることが効果的と考えられる。

[区画レベルでの対策]

- ・防水扉の設置等による防水区画の形成
- ・配管の貫通部等への止水処理材の充填

[電気設備側での対策]

- ・電気設備の設置場所の嵩上げ
- ・耐水性の高い電気設備の採用

[浸水量の低減に係る対策]

- ・水防ライン内の雨水等を流入させる貯留槽の設置

(4) 電気設備が浸水した場合の具体的な取り組み

①電気設備の早期復旧のための対策

想定以上の洪水等の発生により電気設備が浸水した場合に備え、建築物の所有者・管理者、電気設備関係者は、電気設備の早期復旧のため、以下の取り組みについて予め検討しておくことが重要である。

[平時の取組み]

- ・所有者・管理者、電気設備関係者の連絡体制の整備
- ・設備関係図面の整備 等

[発災時・発災後の取組み]

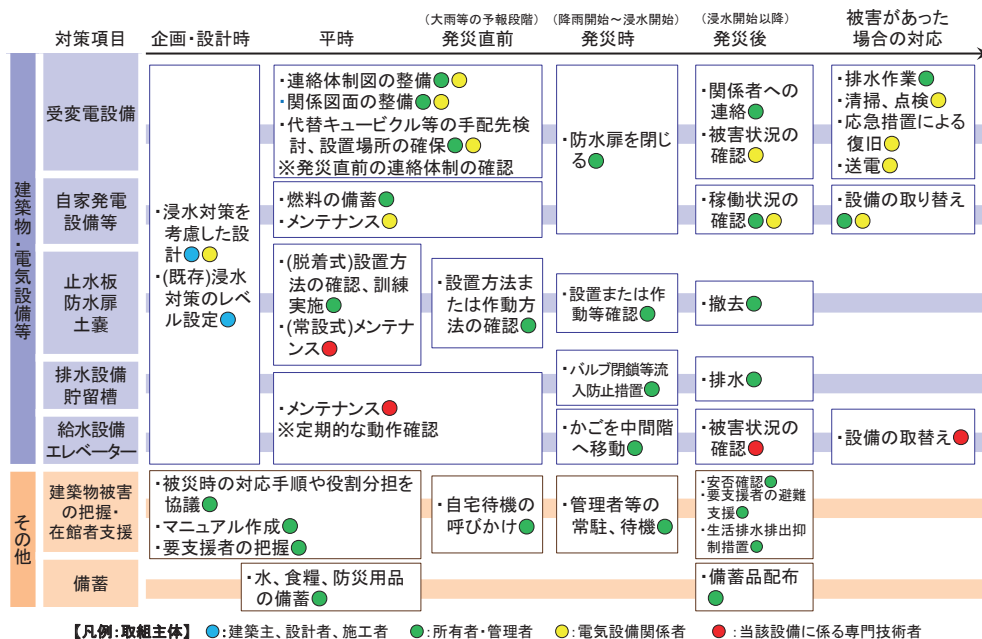
- ・排水作業、清掃・点検・復旧方法の検討
- ・復旧作業の実施 等

②その他の対策

非常用電源を活用する場合には、平時の適切な維持管理及び備蓄が必要である。また、建築物被害の把握、在館者の安否確認や支援を迅速に行うためには、予め役割分担等を協議し、平時から準備を行っておく必要がある。

(5) タイムラインの作成

浸水対策の取組みに必要な機材・人員・時間等



【凡例：取組主体】 ●：建築主、設計者、施工者 ●：所有者・管理者 ●：電気設備関係者 ●：当該設備に係る専門技術者

図3 浸水対策のタイムライン

を踏まえ、時系列で対応内容を記載したタイムラインを作成し、関係者間で事前に確認しておくことが望ましい。

3 ガイドライン参考事例集

参考資料集において、浸水対策の事例等を多く掲載しており、その一部を紹介する。ここで紹介する事例以外にも是非参照されたい。

(1) 浸水リスクの低い場所への電気設備の設置

【事例 栗原工業本社ビル】

2019年（平成31年）3月に竣工した、地上8階建て、免震構造の中規模オフィスビル。建物付近は、水害ハザードマップにおいて河川氾濫の際に、最大で地盤面から0.3mの深さの浸水が予測されており、事業継続性を向上させるための取組みの一つとして、以下のような浸水対策が実施されている。

① 設定浸水深以上の高さに重要設備を設置

高圧受変電設備、非常用発電設備などの電気設備は屋上に設置されている。また、1階の受水槽・消火水槽・雑用水槽・雨水槽に付属するポンプ類や動力盤は、床面から2.0mの高さに設置されている。

② 1階床面の嵩上げ

道路から建物内部に入るまでに約0.3m、更に

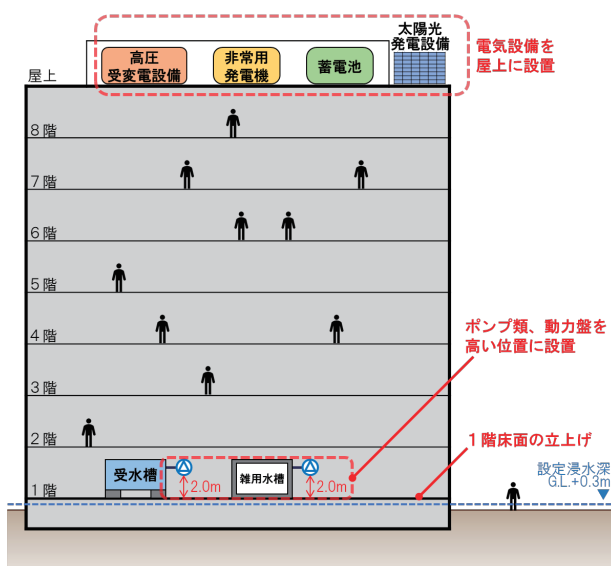


図4 建物断面のイメージ



写真1 建物外観



写真2 屋上の高圧受変電設備



写真3 建物1階床面の嵩上げ(a)



写真4 建物1階床面の嵩上げ(b)

エレベーターホールに至る部分に約0.3mの高低差があり、1階床面の高さが地盤面よりも約0.6m高く設定されている。

(2) 対象建築物内への浸水を防止する対策 (水防ラインの設定等)

【事例 大型複合用途施設】

商業施設、ホテル、集合住宅（1,000戸以上）、事務所からなる首都圏の大型複合用途施設。屋外に設けられた電気設備の浸水対策として、以下の内容を実施している。

① 出入口等に止水板を設置

設定浸水深をGL+600mmとして、車路等流入経路に止水板を設置。

② 電気設備を浸水リスクの低い場所へ設置

浸水深がGL+600mmを超えた場合の地下部への浸水に備えて、電気設備（主変電設備、二次変電設備）をすべて2階以上に設置。

③ 屋外の非常用発電設備の周囲に水防ラインを設定し、塀を設置

非常用発電設備は地表レベルに設置しているため、GL+2,000mmのレベルまでコンクリート壁を設置（更に上部は目隠し用のALCパネルを設置）し、非常電力系の浸水対策を実施。出入口には防水扉を設置。

オイルタンク類は地中タンクであり、通気管、ギアポンプ等は塀で囲まれた部分に設置している。

4 おわりに

今後も、全国的に建築物における電気設備の浸水対策を推進していきたいと考えており、是非読者にもご協力を賜りたい。本ガイドラインが広く活用され、洪水等の発生時における建築物の機能継続に繋がることを期待する。



写真5 電気設備周囲の塀（外観）



写真6 非常用発電設備の見下ろし

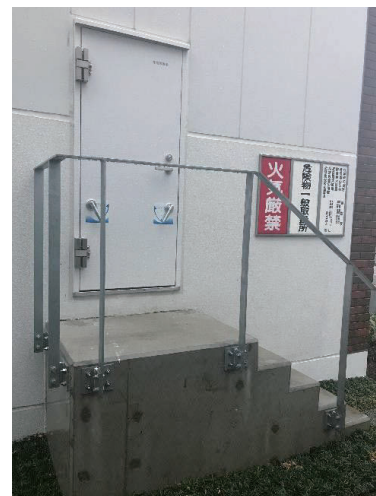


写真7 塀に設けた防水扉